

全国心臓病の子供を守る会川崎支部運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心臓病児者共通の問題を討議し、患者の保護を推進するため、全国心臓病の子供を守る会川崎支部（以下「守る会川崎支部」という。）に運営費補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、守る会川崎支部の運営費とする。

(交付申請)

第3条 補助金を受けようとする守る会川崎支部の代表者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書並びに予算書を市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定により申請書その他関係書類の提示があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2号）により守る会川崎支部に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定にあたっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、他の経費に流用してはならないこと。
- (2) 補助金に関する申請の内容を変更する必要があるときは、早急に届出を行い、市長の承認を得ること。
- (3) 当該事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (4) 支出額に関する内容を証明する書類を整備し、前号に規定する帳簿とともに当該事業の完了した月の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) 上記のほか、特に必要と認める場合は、条件を付することができること。

(実績報告)

第6条 当該事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の場合を含む。）は事業実績報告書（様式第3号）を事業の完了の日から起算して2か月以内に市長に提出しなければならない

ない。

(決定の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができること。

- (1) 正当な理由なしに当該事業の施行を著しく変更し、または遅延させたとき。
- (2) 正当な理由なしに当該事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第5条各号の交付条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関して必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。